

半濟下の庄民生活

——若狭国遠敷郡太良庄——

井ヶ田良治

【要約】庄園制度を解体に導いたものは、一般的には小農民經營の自立化の傾向と名の分解の結果成長してくる地侍層を基礎とした封建領主制の形成であるが、その過渡的段階である室町時代の守護領国制については、その評価も種々対立している。本稿は、このような守護領国制の解明に一素材を提供するため、若狭国東寺領太良庄を例とし、守護の庄園侵略の第一歩たる半濟、反錢、守護夫の賦課が、どのようになされたかを吟味し、更に、この地の在地領主制が、在地の内部ではなく、守護被官人の定着によつて生れた事を明らかにする。特に南北朝以来、物庄なる形で、在地に成長しやがて江戸時代の封建制の基礎単位となる村共同体が、この中でどのような役割を演じてきたかに留意しながら、庄園領主、守護被官人、百姓の三者の関係を叙述しようとする。

はしがき

で、在地におけるその実態については、判然しない。室町

庄園制の解体と、庄園制に立脚する莊園領主、社寺、公卿勢力の失墜については、多くの研究があるが、その具体的な様相については、未だ十分の研究があるとは思えない。例えば、守護大名の庄園侵略の最大の武器であつた半濟についても制度的成立に關する島田次郎氏の研究があるのみ

時代の庄園の研究も、高野山領を除くと永原慶二氏・上島氏の久世庄の研究、杉山博氏の久我庄の研究や、高尾氏の新見庄の研究、その他蒲の御厨、大井庄、大山庄の研究等があるが、高野山領の場合には、寺領がもつとも安泰に維持された所であり、久世庄も又、東寺の支配のもつとも強固に残つた山城洛外の庄園であり、典型的な守護大名の侵略

を考える場合にはやや不適当である。それ故、いわば、中間地帯に当たる新見庄、大山庄等の研究が、地理的条件から守護大名の侵略の在地における具体相の究明にもつ意義は大きいものである。ここでは、そのような中間地帯乃至畿内周辺地域の庄園の一つとして若狭国太良庄の室町時代の動向を見る事によつて、一つの資料を提供したい。問題の視角はいうまでもなく、守護大名の支配の進出の具体様とその下における庄民の動向である。更に守護被官人、在地領主の問題、在地の階級関係を明らかにしたかつたが、資料の点から十分にこれをなしえなかつた。

一 半 済

A 若狭の守護大名の侵攻は南北朝期の激しい守護の交代が一応安定した一色氏の入部から明確になる。応安四年から永享十年に至る一色氏の支配と、これに替つた武田氏の守護時代が戦国時代までつづく。

一色が守護になるのは貞治五年であるが、実際に入部し、在地の国人層を圧服したのは応安四年であつて、この時に若狭に於ける南北朝内乱は終結し、守護の支配が確立したと見られる。文和四年にはじまる当庄の半済は再三の半済

を考える場合にはやや不適当である。それ故、いわば、中間地帯に当たる新見庄、大山庄等の研究が、地理的条件から守護大名の侵略の在地における具体相の究明にもつ意義は大きいものである。ここでは、そのような中間地帯乃至畿

停止令にもかかわらず回復されず、以後の在地は守護の侵攻の為に苦渋をなめなければならなかつた。

康暦元年にも半済停止の御教書が出ているが、永徳三年の京上夫も本所方から一人出しており、本所方と半済方と分れていたものと思われる。応永十四年の官府⁽¹⁾造営段錢配符は太良庄田数廿五丁八反四十代⁽²⁾「一反別二十文宛」を課しているが、これは応永廿一年の東寺知行分十二町九反二十歩の丁度二倍となつており、この応永十四年の数字が、半済される以前の田数と思われる。しかし、応永十四年のそれが、半済されたいなかつたのではなく、同年同月の東寺雜掌頼勝の申状には、「爰近年為守護御方於惣庄者及半済之御沙汰於預所職者預一円之勘落⁽³⁾」とあり、相残る下地に過分の夫役以下を懸ける事を歎いているから、此時も半済されたままであつた事はたしかである。

応永十九年には「当庄一円の沙汰⁽⁴⁾」があつたが、翌二十年の御教書は、「未道行云々⁽⁵⁾」と記しているし、前述翌廿一年の反錢配符は、半済された残りのみを記しているから、一円返付は成功しなかつたものといえる。応永三十三

年の足利義教の御教書も、一円返付を執達しているが、さしたる実効はなかつたものと思われる。反錢賦課の際の田数はその後も、康正二・三年、寛正二・五年共、十二町九反二十歩であるから、以後半済分が返付される事は全くなかつたようである。⁽⁹⁾ 幕府自体の守護大名に対する統制力の弱化したこの段階で、一片の御教書が、現地で効力を有すると考えるのは、考える方が無理である。仮に守護が御教書をうけとり、被官人に遵行したとしても、今度は、被官人・在地領主自身がそれを実行する筈はなかつた。むしろ室町幕府乃至守護は、東寺から一献料をとり、形式的に御教書を出すのみで事を済ましたものと思われる。それ故、在地で守護大名及その被官人の責苦を体験している庄民たちは、あるましく候。⁽¹⁰⁾ 守護のしゆん(遅)行の事おいかやう(如何様)にも御れうけん(了簡)いてめしむへくい。

と庄官をしていわしむる程に慎重であつた。

むしろ半済返付の期待とは反対に、残る本所分さえも奪いざられる危険の方が強かつた。

かつたようである。幕府自体の守護大名に対する統制力の弱化したこの段階で、一片の御教書が、現地で効力を有すると考えるのは、考える方が無理である。仮に守護が御教書

をうけとり、被官人に遵行したとしても、今度は、被官人・

在地領主自身がそれを実行する筈はなかつた。むしろ室町

幕府乃至守護は、東寺から一献料をとり、形式的に御教書

を出すのみで事を済ましたものと思われる。それ故、在地

で守護大名及その被官人の責苦を体験している庄民たちは、

あるましく候。⁽¹⁰⁾ 守護のしゆん(遅)行の事おいかやう(如何

様)にも御れうけん(了簡)いてめしむへくい。

文安元年には、前年に一円安堵の御教書が出されていたにも拘らず、守護請の危機にたちいたり、辛うじて直務の御教書を得てゐるし、⁽¹¹⁾ 享徳元年には、検断に名を寄せて惣庄の所務職が守護被官人山県下野守に奪われ、「当年所務事雖為一粒不可納寺家。急速守護方可致其沙汰」之由、相触地下「被譴責」という状態になつてゐる。⁽¹²⁾ この時も年貢雜具以下が返付され、事なきをえた。

更に長禄三年には、山県三郎右衛門が、改替された寺家代官中尾弥五郎の後楯となつて「被押置在所」という状態になつた。⁽¹³⁾ いずれにせよ完全に庄園が守護請となり、領主が単なる得分領主になつてしまふ事は戦国時代までなかつたけれども、寺家の再々の半済分返付の努力が、全くその実効をともなわなかつた事は、以上の事実によつて明らかであろう。

このようない半済は庄民の生活にどのように作用したであろうか。

B 正長二年六月の領家於・地頭方の田数名寄帳をみよう。領家方は半分ずつにされた七つの名と保一色の田地及び各名に付属した畠とからなつてゐる。この保一色は

半済下の庄民生活（井ヶ田）

になつてゐたからと思われる。事実後の史料に「半済方の名を拘う」という文言があり、半済方の名の売券の存することから半済方にも名の存在した事はたしかである。次に

			田	畠
領家分	名 分	半分	町反	町反
	定國名	半分	1.0.130	2.090
	助國名	半分	1.2.250	2.000
	真村名	半分	0.8.005	4.000
	勧心名	半分	0.8.300	2.000
	時沢名	半分	0.7.308	7.000
	宗安名	半分	1.1.000	5.000
	末武名	半分	1.1.000	1.180
新開			0.0.180	
保一色半分			2.4.000	1.1.280
馬上免			02.000 05.200 03.040	
二石代			07.000	
散田分			1.8.275	1.5.320
新開			03.165	
帳ハツレ			反別なし	
畠成				0.240
畠新開				5.215
計			13.1.053	5.7.245
田畠の計			町反歩 18.8.293	

と正確に半済されており、各名も、定國名半分定田畠数老町小十歩
というように半分になつてゐるのは、残りの半分が半済方

保一色方田畠四町捌反内半分武町四反
残田地武町四反 本所御方

半済方

と正確に半済されており、各名も、

定國名半分定田畠数老町小十歩

地頭方は馬上免、二石代、散田分、新開、帳ハツレに分れ、これにそれぞれ馬上免畠、散田方畠、畠新開があり、この他に尻高という特殊な恐らく山と思われる栗代炭木藁代を出すものがある。表示すれば次のとおりである。即ち、田畠合せて十八町八反二九八歩の面積が本所方の支配に属していた。恐らくは同面積が半済方に属したものであろう。

半済方の実情がわからぬ以上、著しく不正確ではあるが、年貢収納責任者を土地所持面積別にみると次表の如くである。これから直ちに判断は出来ないが、二反以下の名請人

1	3	7	8	53	72
2	町	町	町		
1	町	町	町		
6	町	町	町		
2	町	町	町		
2	町	町	町		
				計	

想に難くない。

この半済とは単に貢租を折半したのみであろうか。少くとも、この庄では名の田畠が各名毎に半分されていることから、下地の分割が行われたとみてよい。勿論散在している名田畠が分割されたのであるから、一筆毎に分割された

農業経営として可成り小規模なものが一般的に存在しているであろう事は予想に難くない。

わけではないとしても、分割後の本所分、半済分とも一円的な一括した領地となる筈はない。本所百姓とか、半済方百姓という名称がつかわれているから、百姓自身もいずれかに所属する事となつていて。又可成りの一円性をもつていたようである。名別の賦課としては、修理替錢反別廿三文の分錢二貫八十七文の中から名別卅二文宛七名分二百廿四文を預所方へ出しているのがみられる。この事は名が次第に減少し、その多くが分解される傾向にあつたにもかかわらず、名が貢租負担単位として実質的な意義をもちつづけた事を意味する。正長二年に公文であつた下野坊権律師朝賢は、観心名四分一を含む三名を有していたといふ。⁽¹⁵⁾ 宝徳四年末武名半名は彦大夫に宛行されている(但しこれは半済方か本所方か明らかでない)。康正二年には真村名四分一が鈴女に安堵されている。⁽¹⁶⁾ このように名は、売買にせよ、相続にせよ、その際庄家によつて補任されるわけである。名理運被預御下地共、無理ニ取放、別人ニ御宛い。一年二年之間ニたにも如レ此条ニ御違ひ。後々ニ成レハ、普代(譜代)の御下地などにもはなれ申候ハん事難儀レ間堅御佗

言申上レ⁽¹⁷⁾と百姓を歎かしめ、或いは又長禄三年の惣御百姓等申状に「少免事先年道祐と申者所持仕レ岡彈正殿御預レ」⁽¹⁸⁾とあるように、在科があれば闕所とされる恐れもあつた。このように財産権としては左程強固でない事は名にあっても大差なく、領主乃至代官の恣意によつて変更されうる不安定なものであつたと思われる。しかもその際領主は請料をとる。代官の私の宛行が行われる裏には、このような私的な役得の存在を予想しうるのである。先の正長元年の名寄では助国名の伝統的な請料一貫伍百文、馬上免の請料七百六十四文、散田分の請料反別二百文宛が記されている。又康正二年と思われる寺家の使采俊の報告書に、「尻高名名主かわりの間補任事」として、「太良左衛門貞信此名ハ四分一名にてレ任料事ハ上洛之時運送可申レ⁽¹⁹⁾」とある。このように、名が年貢収納単位としての名である限り、その私的財産権的性格は著しく制限されている。しかも後になればなる程、名がその一部売却によつて分解し、実質的な財産単位としての意味を失つてゆく。例えば大永四年半済方助國名四分一の内の一段が売却された如くである。⁽²⁰⁾

恐らく半濟方の下地の方がより多く名編成を分解せしめられたであろう。しかし、本所方にあつても名編成が分解の傾向をもつていた事は、天文廿年の本所方指出に、名が三名半に減少している事にしめされている。このように、半濟方といつても本所方といつても、其間に左程体制上の差異はみられないようである。江州御陣の野伏人夫三十人を守護方より課された際「名主御百姓并地頭方御百姓昨日今日地下ニ在付ひやうなるまうとまで如此しんろう仕レい」といわれた名主、御百姓、地頭方御百姓、「まうと」という区別は、正長名寄にもみられるような領家の名主及び名を編成していない下地の百姓、地頭方百姓、及びまうとを指している。このように鎌倉時代の地頭の中分が名を分解させたのに対し半濟は名を分解しはしなかつた。この事は、半濟が庄園領主権をうけつぎ、それを質的に変更しなかつた事、それだけ、守護大名と室町時代の庄園領主とが鎌倉時代の地頭と庄園領主のような鋭い階級的対立を内包していなかつた事を意味している。半濟はこのように庄園の基本的体制即ち名体制を本質的に廃棄はしなかつた。この事は、半濟方——守護大名——守護被官人が最初から領主と

して在地にのぞんだ結果であつて、その限りで庄園領主と同様在地の生産構造から遊離した寄生的存在であつた結果である。なおこの名主・百姓・まうとという庄園領主的身份が庄内の村共同体の中でのような意義をもつたかは重要な問題であるが詳らかにする事は出来ない。

C 前述のように本所半濟に下地が分割され百姓は本所方・半濟方のどちらかに帰属せしめられたけれども、半濟方の体制が本所方とさしたる差をもたないとすれば現地の百姓の日常的な共同生活は、領主の分割によつて質的にちがつた二つの部分に二分された事にはならない。むしろ現地百姓が領主の分割にもかかわらず、一体の共同生活を営んでいた事は次の例でよく知られる。

その一つは、康正二年末武名を拾貫文に売却した藤太夫レという人物が有していた山王禰宜職の問題である。文意に理解しにくい点もあるが、事のおこりは、百姓たちに対し見尊という人物が、十貫文の金子の返却を迫つた事にあつた。この十貫文というのは元来藤太夫が永徳庵に山王禰宜職を売却した際の代金であるが、永徳庵は折角買得しながらも山林を切取るばかりで山王の宮の修理をしないので、

遂に宮の仮屋もつぶれ、地下の出仕も止つてしまつた。しかし、この宮は「一方ならぬ御宮」であるので、地下百姓たちは、本所・半濟の御代官様に相談した処、それ程無沙汰なのであれば、永徳庵は山王禰宜職を取放し、地下として造営したらよいという返事なので、その御成敗にまかせて地下として造営し、棟上げに五貫文の費用がかかつた。しかし、地下としては、永久に永徳庵を禰宜職から取放すのも不便だからといふので、棟上にかかつた五貫文のうち三貫文を支払つたなら禰宜職を返してやろうといつた。だが永徳庵は「ともかくも地下の計たるべき由」を申すので、かの藤太夫の売券をとりかえし、現在の禰宜（名はわからな）に「為惣庄」五貫文で売り渡した。まもなく、永徳庵の先住は死亡しその弟見尊は永徳庵をすて他所へ行つてしまつたが、その他所へ行つた見尊が十貫文を返せといつてきたので、百姓たちが目安を捧げたといふわけである。問題なのは、百姓たちが本所と半濟双方の代官に相談している事と、売券を取り戻して別人に宛てた事も「為地下私仕たる事」ではなくどこまでも「以公方様御意」やつた事だと主張している点である。このことは二つの矛盾した面をも

つてゐる。即ち、惣庄地下は、永徳庵から売券をとりもどし、宮を再建し、別人に禰宜職を宛行する等自主的な惣庄としての活動を一方で行いながら、他方では、その行為の合理づけを半濟・本所双方の代官の裁定で求めている。勿論、実際の行為は、惣庄共同体の自主的活動であり、公方様の御意をもつてやつたといふのは弁明にすぎなかつた。重要な事は、このような弁明をしなければならない程、常に領主、とりわけ半濟方の領主の圧力の下にありながら、惣庄として売券をとりあげ別人に宛行するような強権を発動し、宮の造営を行うといつた一体的な行為を営んでいる事である。ここに南北朝以来代官を忌避し年貢減免を実現してきた惣庄共同体が、半濟による百姓の分割にも拘らず、根強く活動している実体を見る事が出来る。

もう一つの例は寛正七年と思われる左近大夫と弥太郎の相論である。相論の概要は次のとおりである。西山の左近大夫は文安六年二月（十月に宝徳と改元）太良の泉太夫（太良庄には江戸時代から現在にかけ太良、谷、鳴滝、定國の四谷四在所がある。西山が何にあたるか不明）の所で新足式貫文を借り、八歳になる童を質に入れた。その後泉太夫は左近太夫の拘

えている半濟方宗松名三分一をくれたら人質の文書をかすと約束したので、左近太夫が売券を記して渡した。ところが泉太夫は前の人質の文書が見当らないといつてその文書を返さず、宗松名三分一だけは半濟方から宛行状をうけとつておいた。泉太夫の死後その子弥太郎はその人質の文書をもつて半濟方へ訴え出た。そこで相論になつたわけである。最後に両者湯起請の結果、弥太郎に失があり、謀書の罪に問われ、内縁をもつて訖をしてやつと安堵されるが、

湯起請最中に巨細を報じた百姓の東寺太良庄政所宛書状は次のようについている。

左近太夫もとハ半濟方居住者にてい。今者家をも不持い。弟之小左近太夫の所を頼所い。是者御本所居住にてい。半濟方の名を拘り。弥太郎ハもとハ御本所居住にてい共、炎上にて今者半濟方之家を買ひて居い。乍、去御本所之御名を拘申い。若左近太夫失(湯起清の失)ハ、其身の事者申ニおよひいへす、弟之小大夫（小左近太夫）の所を悉御とりあるへき由被仰い。左近太夫ハすべ、弥太郎謀書を仕ひ間悉めざるへき由被仰い。何と一方ハそんしむへくい。両方ともニ御本所之御百姓にてい間注進仕い見られるように在地の関係は半濟も本所もない。百姓の移

転は自由であり、兄は半濟方、弟は本所方に居住という状態にあつたり、本所方の百姓が半濟方の名を拘え、半濟方の百姓が本所方の名を拘えたりしている。本所方・半濟方といいながら、それは只領主の年貢徵取及び検断権のような限定された領主権のみに関する事であつて、実際に現地百姓の生活は、前に述べた村単位の生活共同体を場として行われたのである。

- | | | |
|-------------------|-----------------|---------|
| ① 東寺百合文書（以下文書と称す） | 16~31 | 一二六 |
| ② 文書多29~37 | 三四 | 三九六 |
| ③ 文書ハ3 | 九六 | |
| ④ 東寺古文零聚 | | |
| ⑤ 文書ハ1 | 一四 | |
| ⑥ 文書ツ4 | 一五二 | |
| ⑦ 文書ノ1~8 | 四三 | |
| ⑧ 文書ノ1~8 | 三七 | |
| ⑨ 文書ノ18~33 | 一一四、ハ2七三、フ44~66 | 一九五、ノ1~ |
| ⑩ 文書ツ4 | 一五二 | |
| ⑪ 文書フ1~16 | 四五 | |
| ⑫ 文書せ29~64 | 三〇 | |
| ⑬ 文書ハ2 | 六二 | |
| ⑭ 文書あ24 | 三 | |
| ⑮ 文書ゐ16~31 | 三八、文書ハ4 | 一三二 |
| ⑯ 文書ア63~70 | 二八三、文書と | 一四四 |
| ⑰ 文書ハ5 | 一七一 | |
| ⑱ 高島居文書七 | | |
| ⑲ 文書ツ6 | 二一七 | |
| ⑳ 文書ハ1 | 三九 | |
| ㉑ 文書ハ2 | 四五 | |
| ㉒ 文書ハ1 | 四〇 | |

二 守護大名の課役

A 庄園に対する守護大名の支配は室町中期に一つの転容をとげている。この変化は庄官を守護被官人とする動きが一応一段落すると共に見られるようである。即ち、当庄に於て南北朝期の当庄公文・代官は、或いは細川清氏の手に属し、或いは守護被官人となつた⁽¹⁾。国人層の反抗を粉碎して乗りこんできた守護一色氏の支配は当國八幡宮并上下宮流鏑役を地頭御家人役として課する事からはじまつた。永和三年のそれは守護被官人海部左衛門方へ十一貫二百五十文の料足を渡して事済みになつてゐるが、永徳二年にも恒枝保と地頭方双方へ勤仕が命じられており⁽²⁾、至徳二年にも同様である⁽³⁾。このように地頭御家人役を守護が催す所に當時の守護大名の鎌倉以来の伝統的権限を復活すると同時に在地庄官を守護の支配下に組織化してゆこうという努力がみられる。応永八年には沙汰人以下に京都の普請役を宛て、応永廿八年には公文弁祐代官朝賢とに徳錢五十貫文を課し

ている⁽⁴⁾。この時は十貫文を出しただけですんだが、「寺家之御年貢にていとも又御初物にていとも先礼錢にて出いへてハかなうましき由せめ付い」という守護方の譴責は、庄官を通じて領家にとつてかわつて庄園を支配しようという動きをしめしている。

勿論守護の庄園侵略は沙汰人庄官を通じてのみ行われたわけではない。むしろ、在地の庄民全体に対する課役の方が多い事はいうまでもない。しかし、この応永廿六年を最後に、庄官を対象とした守護役の賦課は影をひそめてしまふ。このように一色氏が、なお庄官沙汰人を自己の下に組みしき組織化してゆく努力をしているのに対し、永享十年入部した武田氏が全くこれを行わなかつたという相違は、一色・武田という二つの守護大名の個性の差異といふより、守護大名一般の支配の仕方の歴史的な変化と見た方が妥当なようである。即ち、南北朝から目立つ庄官(国人層)の守護被官化は室町前期で一応完成し、室町中期以降に庄園の存続した所では、庄園領主の直務代官と在地の公文という形で莊官が存在したが、その場合の公文はかつての国人層のように莊民の上に伝統的な支配権を有する領主ではなく、

まさに莊民の一構成員であり、或は地下のおとななりを行ひ、地下に同座する事によつて村内に優越した地位を安泰にする等、いわば惣庄共同体に拘束されて、領主への転化が困難な層であつた。⁽⁶⁾ それ故、彼等が守護大名の被官又は陪臣被官となつて行くのは、更に戦国時代も下つてからであつてこの永享・嘉吉から応仁文明等々の頃まではその中間的な安定した段階があつた。このように庄園領主——庄官の下に惣庄（＝名主連合）として把握された在地の構造が庄園領主——惣村という構造に変化した事が、守護大名の課役賦課のあり方をかえた主要な要因であつたと思われる。今ここではその変化をあとづける事が困難であるが、後に見るよう、公文をとびこえて百姓が代官を忌避するような力が生れていた事をもつてこれを傍証しうるであろう。

かくして庄官に対する賦課が行われなくなつた後も、なお増大しつづける守護大名の庄園に対する収奪形態は、反錢、用錢、人夫役、検断権の行使であつた。次にこれを見てゆこう。

B 反錢の賦課で注目すべきは、寛正七年の公文慶賢の東寺惣公文所宛の書状である。即ち慶賢は今度の反錢について

不入已後更ニ国済仕たる事なくひ」といつている。事実段錢については、京済か國済か、乃至免除か、そのための一献料かがもつとも主要な問題となつてゐる。この地の段錢の京済になつたと思われるがこの確証のない例を除けば、応永十四年に矢野・大山の庄と共に京済となつたのが史料的な初見あり⁽⁷⁾、以後、免除されない時は殆んど京済である。

在地に対する守護の直接支配をふせぐために東寺が、主導的に京済とした事が考えられる。かくて反錢は在地庄民から代官の手を通じて東寺の手に入り、そこから幕府の段錢奉行、乃至守護に渡されるわけである。だが京済の御教書を下しても、国の譴責が直ちに止むはずはなかつた。

応永十九年段錢免除の際には免状を守護方に遣わしたが既にそれ以前守護方は「國中はらふ日限」が七月二十三日であるといつて二十三日に使を入れ、翌日は守護方一貫七百文、新足に三百文、他に「使料足さう事（雜事カ）」に一貫文計三貫文を奪つてゐる。応永二十年にも即位段錢が京済になつたが、御教書が下る前に守護使が入部し、使料や

雜事の費用として礼錢に二貫四百五十一文の出費があつた。

代官は百姓にこの支払を命じたが、百姓は一貫四百五十一文を渡しただけで残り一貫文は「いかやうに御さいそくい共沙汰仕ひ事ハレましくレ」と東寺惣公文所に訴えている。⁽¹¹⁾

文安元年造内裏段錢が京済となり、半分を京都で納めているが、京済の奉書を下す際に守護代逸見が添状を出すのをしぶり、若狭にある守護方は添状を下さるべしと称し、結局、国済をとげ、百姓が段錢を支払つてしまい、寺家京済すみの半分は余分に出した事になつてしまつた。⁽¹²⁾このようないに京済にはなつても御教書の現地到着までに、或いは守護使入部の費用やきびしいとり立てで現地に対する守護の支配が貫徹していつた。

このような反錢は必ずしも公方段錢とは限らず、守護反錢もあり、後になれば守護反錢のみで、年間數十貫文に及ぶようになる。

かくて、庄民は寺家に頼らず、自力で守護使に対決せざるをえない。

C 夫役 明徳元年地頭方在家百姓は守護の京上夫について次のような訴状を提出した。

「元来この地頭分の在家百姓は、屋敷分として僅小な免畠を給つており、地頭分の政所殿が自然地下西津小浜へ出る時に御共するのが先例であった。ところが、今度の守護（一色）は夫役を惣庄大小の家別役に領家の内の御百姓が相計宛申されたので、地下の御代官方に年々歎き申してきたが、一向上聞に達しない。仕方がないので今まで勤めていたが、今度、寺家代官ではあるが、上方御奉行である永田殿が下向されたので、在家の百姓たちで多年の夫役の事を歎き申した処臨時非法だと聞き聞食され、地頭領家預所殿御寄合にて一方分に四人充十二人の夫役を守護方へ出す事に治定し安心していた処、公方の御下知に背くから元の

ように在家別に宛てらるべきの由承及んだのは悲しい事だ。一体寺社本所御領は定役の夫がなく、本主者皆々其夫役を入立てられる事は周知の事で、近所できいても、賀茂社松永、國富庄等皆このような制度になつてゐる。最少分の屋敷分計で地下平民の夫役をかけられるのはかなわない。早く永田殿の定められた事を制規としてほしい」と。

この訴状に見られるように、本来、寺社本所領には特定のきまつた夫役がなかつたようである。ただ、地頭方には、

各屋敷免畠があり、その免畠を有する在家のみが、地頭の夫役をつとめていたものであろう。ところが、一色の支配はこのようないくつかの旧来の慣習をやぶつて新しい大小家別役をかけてきたものであつたから、地頭領家所方各々四人宛の夫役を出すことで妥協したものである。このように、守護夫は百姓の新しい負担であり、しかもそれが、恒常化された所に特徴があつた。

京上夫については、これより、暫らく前永徳三年の文書に見えており⁽¹⁾、その前年に、長田彈正藏人が領家職所務職に申付けられているから、前の文中の永田殿の下向は永徳三年の事であらうか。守護方が本来本所役であつたものを奪い取り新しい定例の夫役に編成しなおした事情がよくしられる。この夫役が百姓にとつて負担となるのは、農業の障りになるからである事はいうまでもないが、重要な事は、それに伴う経済的負担である。応永六年には「毎月夫足二三人立申い」⁽²⁾國へ被召使ひ時ハ穀物一二貫文余も入れ」といつており、応永二十一年には守護の伊勢向の夫として一番に人夫四人馬一疋、二番に人夫四人、三番に人夫二人で、最初に立てた馬は四月一日から五月廿八日まで

召使われたので翌年には公文弁祐代官乾嘉と共に九人の百姓が連署して如何程費用がかかつたかを寺家に報告している。⁽³⁾

この伊勢夫は「國中にての公事、其外京上夫」の外の臨時の夫役であり、このような臨時の夫役の代表が陣夫であつた。とりわけ武田氏が守護となつてからこの陣夫は目立つてくる。一色氏の際には、戦争の時も例えば永徳二年の山城発向につき野伏十五人宛召つれて京へ参着せよと地頭領家政所殿沙汰人宛に命じているように、前にのべた守護の庄官かり出しの一環として賦課されていた。前述伊勢夫の場合でも本来「百姓之恒例仕い夫」ではなく「諸郷保寺社本所御領御代官御方へやとい申さるる夫」であつた。ところが、それが、地下百姓の役となり、武田氏の時代には百姓役としてしきりに陣夫の要求が出てくるようになる。享徳四年⁽⁴⁾陣夫五人の賦課の際に、国方ではたのみこんで二人に約束したが京都では三人を請負つてしまい、一番に三貫文宛の穀物を要し、十番まで陣夫を立てられ穀物三十貫に及んでいる。この時の百姓十三人の連署の起請文では、「一人日別五十文、一番上下十五日、人別七百五十文、三人

一番で二百五十文、十番で廿二貫五百文、京から下り夫三人

六日に九百文已上廿三貫四百文」と計算している。⁽³⁾ このよ

うな大きな負担が、寺家の年貢から差ひかれず、半分が地

下百姓の負担になるとすれば、百姓は逃散以外に道をもた

ないこととなる。第一章でのべた年不詳の本所百姓の申状

は、若州江州御陣に際し野伏人夫三十人を課され、漸く十

五人に止めてもらつたが、その十五人が九月廿五日から十

一月十日まで四十五日在陣の「名主御百姓并地頭方御百姓

昨日今日地下ニ在付いやうなるまうと」までがこのように

大変な辛労をしているが、それも今日十日までの事で「又

此日より末御陣事更ニ斗申かたくひ」といつている。この

四十五日間の糧物は「一人宛之日別之糧物五十文宛」と記

しているから、三十三貫文の計算となり、その負担は想像

を絶する。

守護方の夫役は、陣夫にとどまらない。

宝徳二年と思われる年不詳の文書では一円の時、「庭は

⁽⁴⁾

田氏の若狭守護時代である。

D 守護方要錢 段錢の多くが、幕府朝廷の入用であつたのに対し、守護夫と並んで守護方の収入源として大きなものに、守護方の要錢がある。要錢という以上、守護方への種々な要脚入目であろうが、その臨時の性質にもかかわらず、量的には百姓の負担の中でかなり大きな比重を占めている。しかもこの要錢が量的に著しく増大するのも又武

沙汰したらといでので料足四・五貫文を費したと記してい

ようになつたとある。この時は四十八貫文の一献料を納めて、「不入」という事になつたばかりの事であるから、「不入」の御教書もいかに実効のないものであつたかがわかる。又半済が、在地百姓の支配に守護がくいこんでくる事をいかに助長したかが知られる。このように、守護方の夫は、かつて本所の夫であつたものから、陣夫、更には新しい名目をつけた臨時の夫というように、種々雑多であり、しかもそれが、恒常化する傾向にあり逃散をひきおこすまでに在地百姓をいためつけた事がしられる。

るし、応永二十六年には徳錢と称し代官方にかけられた守護役を地下役とされ百姓たちが二十五貫文も出した事がある⁽⁴⁾。武田氏の時代になると康正元年には守護が借錢と称して三千疋をかけ、更に譴責使を入れている。翌年には、「去年の十貫文御出⁽⁵⁾より⁽⁶⁾て寺領をあなたれ⁽⁷⁾て」守護方借用と称しあわよくば毎年借用と称してとりたてる腹であると寺家代官が報告している。⁽⁸⁾長禄三年には旧冬から当年兩度の御要錢公私⁽⁹⁾の入目廿貫文に及ぶとあり、文正元年には去年の臨時五十貫文、更に当年之御要錢も如去年十五貫文余⁽¹⁰⁾とある。このように國方臨時の要錢は、守護乃至守護被官によつて「御屋形様年始御礼三貫文」「御上洛の御要錢十貫文」というように、毎年定期的に或いは恒常にとりたてられるようになる。⁽¹¹⁾しかもその額は著しく大きいので、直接國方の譴責使が入れば、勢い寺家の年貢公事上納分から支払い、或いはその一部を寺家年貢分から差引いて百姓自身の二重の負担を幾分でも軽くせざるをえない。

寺家は成べくそのような収入減を避けようとするから、必然的に百姓が逃散してその役を逃れようとすることとなつた。

このような要錢は元来庄園そのものにかかるものと、地下そのものにかかるものと二つあつた。長禄元年の國方要錢については、「先注進申⁽¹²⁾へて請を申⁽¹³⁾け間地下役ニ仕⁽¹⁴⁾へ」と東寺が地下百姓に命じており、百姓は早く代官を下して「彼御要錢之事も地下へかかる事にて⁽¹⁵⁾か御領役ニて⁽¹⁶⁾か御きゝづくろい⁽¹⁷⁾て」佗言してくれと頼んでいる。このように東寺はあるべく守護方要錢を地下役とし庄園年貢の減少をふせごうとするし、守護方も又御上洛要錢十貫文をおさめさせながら、「更に上使馬上三騎上下十四五人」の譴責使を入れ、「地下中へ五貫文・拾貫ツ、被仰懸」前の十貫文は「本所御領ニかゝり⁽¹⁸⁾是は御百姓中箸用ニ申懸け」と譴責するのである。かくして、地下百姓は、地下百姓として庄園とは独立の守護賦課の対象となり、守護の支配下に服する度合を強めざるをえない。その際の単位は他ならぬ、地下百姓の共同組織以外にはありえなかつた。

E 一献料 守護方の収奪が、段錢であれ夫役であれ、或いは要錢であれ、武力と暴力を背景になされる以上、その地の百姓には逃散以外の抵抗手段はなかつた。かりに東寺

が寺家の権威や、勢家の口入によつて、これをおしとどめ、不入当知行安堵の御教書をえても、なお必要なものは、礼銭であり、一献料である。しかも京都で得た御教書が守護によつて遵行されなかつたり、在国守護被官人が譴責を入れればそれは又それで在国一献料がしぼりとられる。在国の被官人たちや守護の課役に際しては、地下で一献料を出して佗済^{タビス}まさなければならぬ。

先にあげた宝徳二年の御不入御一献料は実に四十二貫であり、内二十貫文は十二月に寺家に納め、残り十二貫文は五文子の利平を加えて翌年に納めるから残十貫文は免除してほしいと公文と八人の百姓が頼んでいる。⁽³⁵⁾このように守護方の譴責の免除の代償が、寺家の一献料の催促であり、それが同年に納められないとするとき、利子を加えるべき借金となる。どちらにしても救われるのは地下百姓である。

これ程に大きな一献料はこの例以外には余り見当らないが、康正二年のように内裏料段錢を納めながら（半分で三百貫二百二十五文⁽³⁶⁾）、東寺公文は京済により国催を止めたと思われる御折帯の一献分に三貫文を寺家に進納するよう太良庄御代官に命じている。⁽³⁷⁾同年と思われる太良庄に下向し

が寺家の権威や、勢家の口入によつて、これをおしとどめ、不入当知行安堵の御教書をえても、なお必要なものは、礼銭であり、一献料である。しかも京都で得た御教書が守護によつて遵行されなかつたり、在国守護被官人が譴責を入れればそれは又それで在国一献料がしぼりとられる。在国の被官人たちや守護の課役に際しては、地下で一献料を出して佗済^{タビス}まさなければならぬ。

同沙汰用途三貫五百文の運上を報じている。⁽³⁸⁾

年不詳の四月廿五日付百姓申状では要錢の事について逸見弾正が馬上にて上下二十人斗で二十貫文をかけてきて、四月二十七日ということになり、御礼や何やかやで十四貫余も入り、耕作が出来ないといふ。結局、合計要錢廿貫文以上の負担を負わねばならない事になつた。一献料というのは、おくれればおくれる程在地の費用のかさむものとなるわけである。恐らく応永年中と思われる太良庄地頭領家御年貢并錢足を報じた百姓の報告は太良庄の東寺所務職の内容を次のように記している。⁽³⁹⁾したがつて、ひどいときに

はこの東寺へ納める百五十八貫余の三分一に及ぶ一献料が加えられ、更に譴責その他の要脚、守護夫が加われば、いかに大きな負担を庄民が負わねばならなかつたかがわかる。守護方の検断権の行使については別稿に述べた事があるので省略するが檢

地頭方年 春 夏 秋	貢 し し し し	貫 49.400 3.500 3.000 3.000
領家方年 春 夏 秋	貢 し し し し	貫 90.000 3.500 3.000 3.000
総 計		貫 158.400

い。⑪
断権の濫用は単なる領主権の一項目たる警察権の行使に留まらず、その裏付けとして、住宅資財の没収等の財産的利益を意味した事を忘れる事は出来ない。とりわけ検断使はつねに竹木をきりとる等の所行を働いている事に注意した

F 以上述べたように、守護方の賦課は歩一步庄園領主の支配を排除して行つた。庄園領主は、或いは反錢を京済にする等の努力によつて、自己の収奪支配体制の維持につとめたが、その目的が庄民生活の保護なく、自己の年貢徴集の確保にある限り、要錢その他の在地の苛責は出来るだけ地下役にしようとした。又守護方の夫役の賦課も、古い名主中心の庄組織を基盤とするにとどまらず、まうとまでをも駆り出すようになつたから、地下の自衛組織の團結は益々強化される一方、名主以外の存在もその村内における地位を意識するに至る。庄の殻につつまれながら、庄内にれつづありこれが守護・守護被官人の課役の対象となりつあつた。

① 柴田実著「庄園村落の構造」、太良庄の部参照。

	(7)	(2)	文書レ 6 四六
	(4)	(3)	" " ツ1 一二
	(6)	(5)	" ツ3 一 六
			" フ1 16 四六
五年第六号) を参照。			

(9) 文書レ4/5二七、猶、反錢京済については田沼睦氏寺社
 円所領における守護領国の展開』(『歴史評論』一〇八号) 参照

(10) ハ ツ4 一三六 (11) ハ ツ3 一二七

(12) ハ ハ4 一二七

(13) ハ ア36～52一六八 前出別稿でこの事実を文書の日付の康
 正二年としてしまつたが、これは文安元年の例を記した年代で
 あつたので本文のようく訂正しておく。

人夫な	ハ2	八三	八五	八五
□如半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	五四	「半濟方より御けんたん之事御本所方	「半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	「半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」
をもおしなへて	ハ2	ア63	ア36	ア5
□被召由被仰ひ其外竹木等御用のまま被切召ひ	ハ2	70	52	二〇五
人夫な	ハ5	二八一	一七一	一
□如半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	四五	四五	フ41	一一
をもおしなへて	ハ2	39	37	35
□被召由被仰ひ其外竹木等御用のまま被切召ひ	ハ2	70	52	二〇五
人夫な	ハ5	二八一	一七一	一
□如半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	四五	四五	フ41	一一
をもおしなへて	ハ2	ア63	ア36	ア5
□被召由被仰ひ其外竹木等御用のまま被切召ひ	ハ2	70	52	二〇五
人夫な	ハ5	二八一	一七一	一
□如半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	四五	四五	フ41	一一
をもおしなへて	ハ2	39	37	35
□被召由被仰ひ其外竹木等御用のまま被切召ひ	ハ2	70	52	二〇五
人夫な	ハ5	二八一	一七一	一
□如半濟方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけい」	四五	四五	フ41	一一

三
守護被官人

A　守護方の庄園侵略の直接的な担い手は守護被官人である。半済といい、要錢といい、それを受取り、代官となり、或いは検断使・譴責使として入部するのはこれら守護被官人である。守護領国の権力的基礎は、在地領主の被官化にあり、この被官関係はルーズな封建的主従関係であるといわれている。

ここではこれら被官人の経済的基礎や、被官関係の詳細をみると出来ない。ただ注意すべきは、これら守護被官人は、はじめから守護の権力を背景として領主として在地にのぞんだ事である。それ故ここでは彼らが上からどのように在地を把握していくかを見るに止める。

先にものべたように、一色氏の守護領国の時は庄官沙汰

人に對する課役が見られ、南北朝時代以来の庄官沙汰人の守護被官化のなごりをとどめているが、にもかかわらず入部し、譴責する守護使は、特に在地とのつながりが深かつたとは思えない。ところが、武田氏の時代には戦国時代まで連続して、この庄の地下と関聯をもつ守護被官人があります。一つは山内であり、今一つは山県である。

山内の方は、果して守護被官人が否かが詳らかでないが、守護方に可成りの影響力をもつた人物であることはたしかである。

山内については宝徳二年と思われる山内入道の寺家代官中尾弥五郎宛書状がある。^① 当時泉大夫と太郎大夫との質物についての相論があり、泉大夫謀書と決定したが、本所から太郎大夫を召上げられるべしと命じてきた。その原因は介大夫が米錢の借用の質物に一反の田を入れ、それを完全に返却出来なかつたので、この田を太郎大夫が知行することになつたのであるが、これに対し、和泉大夫が、自分の質物が残つているといつて違乱したというのである。かく、和泉大夫は緩急の子細が多いのだが、岡殿様（寺家代官）が不斷懇にしているので黙過されており、結局、太

郎大夫を召上げるといふのは所存外に思われる。代官中尾弥五郎殿に不審が残つてはいけないと考え請文を申付進ずる次第であるから、「努々御本所へハ見せ申さるましくい（中尾殿の）御私の御心得肝要い」山内の書状はこのように記している。

このように「山内」は中尾弥五郎に対し本所には内証で在地の現状を報告する立場にある。長禄四年の公文清兼の折摺に

山内方自作分年貢事

合五石七斗四升七合

代六貫九百文

石別毫貫式百文宛

と記されており、石代としても五反以上の自作分を太良庄内に耕している在地領主であつたことがわかる。康正元年

守護方が廿貫文借用と称して要錢を賦課した際にもその額を減らすために「山内殿の御扶持」のあつた事が知られる。康正二年七月八日の太良庄国仕足には、「三百文山内方上洛之時礼」「四百十文 山懸五郎左衛門并山内方中村方來時」とあり、同年七月内裏段錢について逸見殿の免除の折

帯が京都でありたにもかかわらず、國方は承知せず、大使を入れようとした時の公文の手紙の「尚ミ書」にも「山内方も無等閑申シへ共更ミ無承引シい」とある。^①守護方が借錢と称して要錢をかけた腹の底で何を考えているかについて「身の心得のためにシ当年申かけシて毎年借用可申シ由」を内々にしらせてくれたのも山内であつた。^②

山内については此以外に何も知られない、自ら守護被官人として当庄に非法をなした形跡が史料の上で全く見当らないから、守護領国内にその存在を認められていた在地領主であるにとどまつたのであろうか。この山内と同じような役割を演じながら、守護被官人としての面目躍如たるものがあるのが次に述べる山県氏である。

B 被官人山県氏 山県氏がはじめて史料にあらわれるのは、享徳元年の事である。其年、和泉大夫が徳政企て或いは牢人を入れた罪によつて守護使が彼の住宅を追捕し、資財雜具作毛以下を連取り、結句惣庄所務職を押領した際、守護の奉行人が御教書の旨に従つて「在所并当年貢雜具以下嚴密可被渡彼代官之由」を命じているのが山県下野守宛であつた。^③以来山県は一貫して、太良庄の半濟方代官であ

つたと思われるが、これ程当庄と密接に関係をもつた守護被官人は他にいない。爾来反錢の免除も守護の奉行人から山県下野守に下される。康正元年の借用と称する要錢賦課に際し、京都で十貫文の請文を仕つたにもかかわらず、国方ではもう十貫文沙汰しなければ許さないといわれたので「拾貫文にて道行ひやうニ御佗言ひて御折帯を一御召ひて山県殿へ御下さい者目出ひさやうニハす者尚ニ堅御催促あるへくひ」と在地代官が手紙を認めている。^(⑦)享徳四年に陣夫四人をかけられた時も、公文が佗をしたけれども、「山県殿ニめし被置ひ間中ニ是非の御事ニ不及ひ」とある。

このような守護被官人山県の役割を最もよく示す史料は年不詳四月廿八日の御百姓等申状である。^(⑧)

畏申上候

抑御屋形様年始御礼之事、先度如^ニ申上ひ^一、三貫文と被^ニ仰出^一。綾糸足者三貫文入^一共、上之御礼を過分ニ仕ひ^一ハ、己後之引懸

國大事ニ^一存ひて、つめひて山県殿ニ付申、様ニ御佗言申^一い問、

壹貫文ニ舵伏申^一。其外旁之御樽迄武貫五百文ニ^一て^一。方々借用仕ひ^一へ共更^ニ無^ニ了箇^ニ間春成を引違申^一。

一、同御上洛之御要錢之事、兩度如^ニ申上ひ^一、廿貫文被^ニ仰出^一。

を、山県殿之御心得ニよりひて、拾貫と被^ニ仰ひ。是も過分ニ仕ひて者、為^ニ以後ニ之大事ニ^一間、御百姓等十四日在浜仕ひて、様ニ山県殿御佗言申^一て、五貫文ニ舵伏申^一。是も如^ニ以前ニ旁御樽迄九貫文ニ^一て。いかやうの高利をも^ニ田舎^ニ引違申^一へと被^ニ仰下^一、御屋形様御内喜阿弥た仏と申人之料足を拾貫八文子ニ借申^一て沙汰仕^一。さむ間地下への御上使をハ御免ある^一（由カ）也山県殿被^ニ仰定^一ひて御上洛^一間、安堵仕^一い処ニ、今月三日御上使馬上三騎上下十四五人御あかりひて地下中へ五貫・拾貫ツ^一被^ニ仰懸^一ニ^一間、以前山県殿の被^ニ仰^一通申^一へ^一、「それハ本所御領ニカ^一り^一、是は御百姓中箸用ニ申懸^一い間、更ニ叶ましき」由被仰^一。其子細浜^ニ申^一へ^一、纏而御注進^一、「雖然少事ツ^一、請を仕^一て、先御便を立申^一へ^一」と被^ニ仰^一間、三日迄つかへ^一へ共無^ニ御立^一ひ間、少事ツ^一、請を仕^一ひて立申^一。同使料雜事ニ四貫文入^一。さむ間京都ニ^一て山県殿御申ニより御免之御奉書下^一而、是は無^ニへ^一共、請の員數ニより御礼をさせるべき由被^ニ仰下^一間、いまた未定^一。

一、御上洛之時京上夫八人立申^一。

一、就^ニ預所方ニ百日勞仕と申事、定寺家様可^ニ有^ニ御存知^一。八月一日より十一月十日迄百日朝夕飯を給ひて日計奉公仕^一。當御代に成^ニて地下ニ御代官御入なく^一、半濟御拘^ニて^一間代壹貫文ニ

定ひて毎年沙汰申處ニ、今度御上洛前ニ山県殿へ被召ひて被仰申様ハ、「此間者日別十文宛之分十七ヶ年間を算用仕て早々弁申レヘ」と堅御折檻レ。さやうニレハは五十余貫ニて。地下之迷惑以外次第ニ。雖然切々被仰申間、以縁様々俟言申レテ、拾貰文ニ候伏申レ。其外糧料式貰余入レ。是者本所半濟間ニて。是をさへ失^(レ、マ)「十方」之處ニ、結句七月廿八日より京につめさせられニ。木松を買ひへ雜用外ニ日別五十・六十造ニ間、今迄もはや抜群之入足ニて。如^レ此百日在京仕ひて御耕作等をも荒ひハんと迷惑ニて。かやうの御公事ニ取乱ひて春成をも無沙汰仕レ。更々御百姓等くわんだいニて。レ

一、年始之御礼ニ春成を式貰五百文引違申レヘ共、今度拾貰文借申レ内九貫文者御要錢ニ入り。残毫貫文年始之御礼錢ニ入立申レ、春成内を毫貫五百文引申レ。相残春成をも時分□計会と申かやうの御公事と申条以脚力御候言可申上レ。折節御僧を御申上レ。此旨能ミ預御披露レ者、可畏入^レ恐惶謹言。

進上 太良庄御政所 参
卯月廿八日

御百姓等上

人々御中

繁をいとわず引用したのは、この中に、守護方の無理譴

責や被官人山県の役割が生きいきと画かれているからである。一読して明らかのように、年始の御礼は三貫文から一貫文へ、上洛御要錢は廿貫文から十貫文更に五貫文へと、いずれも山県殿の口添えによつて負担が軽減されている。

上洛要錢について山県上洛後、別の使者が入部した際も京都の山県が御免の奉書をもらつてくれている。勿論、百姓自身にとつては礼錢樽錢を入れると、年始御礼は二貫五百文で、わずか五百文、上洛要錢は九貫文でわずか一貫文しか軽減されなかつたわけであるから、守護へ入るべき多くの部分が山県の手に入つたという結果を生んだにすぎないが、ともかくも山県の口添えは大きな効果をもつていたことがしられる。このように口添えはしても山県自身が、庄園の存続をねがつたり、地下百姓に対し、本心から同情心をもつて課役の軽減をはかつたわけではない。山県が半濟方代官として預つていた預所職の得分についてみれば、その百日傍仕なる役を無理無体に課してきている。彼は十貫文を責取つた他に、実際に、現夫をも徵収している。

半濟方の代官（恐らくは預所職のみを有したのであろうか）としての山県の地下に対する関係は、このような守護方への

口添えにとどまらなかつた。前述の山王禰宜職の問題が生

じた時に、この「一方ならぬ御宮事」について意見を述べ

ている半濟方代官は逸見殿と黒法師殿であるが、この黒法

師というものは、寛正四年に馬役譴責について、先の使者を

退け、申定めた役においては催促あるべしと守護の奉行人

の奉書をうけている宛名人山県黒法師であろうから、恐ら

くこの地下の山宮の事について、半濟方・預所方・本所方

の三方代官が発言権をもつていたものと思われる。

もつとも、山県については、五郎左衛門と三郎右衛門、

下野守、黒法師なる名称があらわれてゐるので、山県黒法

師が三郎右衛門・下野守と同一人であることは推測がつく

が、五郎右衛門とのような関係にあるのか不明である。

とにかく、預所方代官として太良庄に関係をもつた山県

であるから、借用と称し十貫文の料足を課した時も、寺家

代官が浜に出むいて「山県方委細御存知のことく寺領の事

ハ少所にてひニかやうに大足を承ひ口敷ひ平ニ一向ふちひ

へ」などと、山県をたてにとつて佗言しえたのであらう。

百姓たちも「早く代官を下してほしい」^(マニ)「御領之事ハ山県

殿さまの扶持ニよりひへ者そのついえなくひさやうの御礼

をも御申ひへくゆ」と寺家に要求している。

このように、守護大名の支配下に、著しく不安定な状態にあつた庄園を支えるためには、寺家の京都の幕府、守護との接触もさることながら、在地守護被官人との結びつきが重要であつた。地下百姓たちが、庄内の領主として山県の存在を大きく評価したのも当然である。

C 寺家代官の守護被官人との結合 守護被官人が寺領本所領を直接違乱すれば、当然幕府、守護、守護代等の圧力をうけざるをえない。その御教書の圧力、直接には守護の軍事力をねかえす程までには彼らの力は強くはなかつた。

それ故、守護被官人は、一舉に自分の力で先例を破つて寺領を奪いとるのではなく、守護と本所との中間に立ち、その間隙をぬいながら自己の在地における権益を少しづつ拡大強化していくつた。この事は今迄述べた所でしられるが、

守護被官人はどこまでも守護方であり、それ故、その仲介者の役割を全うするためには寺家代官との結合が必要である。山県にとつては別稿にのべた中尾弥五郎なる寺家代官がその格恰な相手であつた。この時期の寺家代官は、守護方に對し、何らかの縁をもつて佗言しうる人物でなければ

ならなかつた。中尾弥五郎幸聰の代官任命は宝徳三年の事であるから、山県が当庄に関係をもつてくるのと殆んど同時である。何通か残つてゐる弥五郎の寺家への書状は山県を介して知り得た、守護方の内部事情や「本心」をよく伝えており、恐らく、寺にとつても最も有能な代官であつたと思われる。

例えば前述借用と称する要錢賦課の際も、此年の要錢賦課は、以後毎年の例となすべき企である事をのべた後、それ故、大使が入つて使料をとられ、譴責されて地下でどうにもならなくなつて賦課に応じたら大変なことになる。「なに共御れうけんひて御沙汰(ハ)ぬやうに御奉書を可給(ハ)」にて御出(ハ)てハ毎年申かけ(ハ)て「かやうに手を入召上(ハ)て御寺領をおとしいへんくわたてニて(ハ)なるよしさる方よりきかせ(ハ)御心得(ハ)て御沙汰」と報じてゐる。

けれども、代官がこのように、守護方にくい入ればくい入る程、現地の事情にうとく、自らの年貢の一時的な確保に汲々としている寺家にとつては、このような代官が好ましくなくなる。或程度私的な政治力をもつて事を処しうる

代官は寺家にとつて危険な存在である。康正二年和市減少その他の非法によつて弥五郎が代官職を改替された背景には、このような寺側の考えが動いたのではないだろうか。長禄三年に、山県三郎右衛門が当庄本所分年貢を抑留し、弥五郎は又「御屋形様之御被官」（即ち山県であろう）に属し、代官職の再任を要請しているを見て寺家は前の不安と恐れが現実証明された思いをもつたであろう。

寺家のこのような態度に反し、国方の現実は、守護方に再三出かけて接衝しうる有能な代官を必要としたのであるし、地下の事情にも明るく、地下百姓の意思や先例を可成り尊重する代官が必要であつた。

中尾にかわつて新代官となつた定増を百姓が忌避したのは、このような歴史の現実を正しく理解していたからに他ならない。公文清兼にもまかせず、惣百姓として神水を汲んで代官忌避の訴訟をしている百姓の決意はこのような歴史の流れの認識の上に立つっていたのである。

このような一庄限りの動きは、衰えたりとはいゝ、なおその体制を維持しつづけていた室町幕府のそれと結合した寺家の権威によつて、つぶされてしまつた。山県は抑留分

を返却し、弥五郎は又寛正二年に代官職の競望を致すまじき事を神かけて誓つて、この事件は終結する。けれども、

地下百姓の要求、守護被官人、それと結合した代官の三者が、この事に関する限り、共通の要求をもつて寺家に対立し、意見を一にしている事は、寺家の支配が終り、新しい時代が近づきつつある事を示してはいなかつたろうか。

D 戰国時代の太良庄 東寺百合文書は戦国時代の当庄について殆んど何も語らない。しかし、本所東寺の支配が消滅し去つたわけではない。この事は次の文書が明瞭に示している。

(ヘシウラ)
「山かた殿へ指出のあん文 本所かた」⁽¹⁾

太良庄 本所方指出之事

一、三拾六石五斗八升三合ハ領家之斗浜升ニ

三斗四升入たゞし

三名半之本役也

一、拾九石武斗ハ保一色之本役同斗半濟より出申い

以上 五十五石七斗八升三合

此内引物

一、參石九斗五升地下之引物 色々御下行

一、武拾四石公文給八人之百姓ニ御下行是ハ國之内免しつかわれぬ人足給也

残而

武拾七石八斗三升三合

一、三拾石七斗毫合地頭田分浜升三斗九升入

一、武拾四石八斗五升ハ浜升三斗九升入 落下地

一、四石ハ同 落下地なり憐向作人

一、五石六斗ハ日吉斗四斗武升入同落下地

以上 合九拾武石九斗八升四合 定納

同御新足方

一、武百文ハ たつかに在之

一、六貫三百武拾毫文ハ 地子成銀

一、武百文ハ 落下地地子

一、武百五十文ハ 殿さまの竹屋ふ地子

一、五百文

同竹屋ふ地子

一、五百文
以上 七貫四百七十文

(憐腰カ) 但 竹屋ふ地子ニひけ申れ
此内五百六十七文半濟より出申い

残而

六貫七百武拾毫文ハ 定納

一、政所 山屋敷

在之 殿山在之

以上武十七石九斗五升

同半濟方へ納所申分

一、貳百六拾五文

正月の御礼(銀せん)

一、拾六石武斗八升 預り所之御本役浜升三斗六升入

一、八貫九百八十文は地子成錢半濟へ納所申れ

此内 壱貫八十文ハ三反成

貳月段錢

一、拾四貫百九文 内藤玄蕃殿へ納所申れ

此内三百九十文ハなが田りんかうより出申れ

一、参貫六百八十七文は久村殿へ納所申れ

八月同錢(銀之意カ)

一、拾五貫文ハ但俊錢無之れ 中村右蔵殿へ納所申れ

此内五百武十文ハなが田りんかうより出申れ

一、四拾八貫八百五十武文 定納

米方惣以上 合七拾四石八斗壹升四合 定納

此外

一、拾八貫文ハ永夫錢但陣御在京之時武人ため申れ飯米路錢ニ御

下行被成レ但人夫めしつかわれすれハナノ所仕レ

一、國こしの夫武十人年中ニいたし申れ 此人足めしつかわれね

ハ六貫相立申れ

一、入月末柴 三十者(把) 本所より入申れ

一、壹升かゝみ五枚

同礼之時上申候

一、百文ニ茶十(袋)

小野寺より正月御礼ニ出申候

同返しに食酒被下候

同杉原老そく扇老本小野寺へ被下れ

一、扇十九ほん

百姓中へ被下れ

一、その日の内ニ帰る人夫ニハ中食被下れ

一、神事よりの送物 もち四十武 同さけ壹升

正月十一日ニ上申れ

同二月一日ニ餅四十酒壹升上申れ

此時新足二十五文かみ一てう被下れ

一、若宮の御神事之時きやう一はい半酒壹升上申れ

三月三日ニ上申れ

一、一宮御神事如前上申れ 同日上申れ

一、山王御神事ニ四月はつさるニ如前上申れ

同十一月はつさるニ如前上申れ

一、大工せぢりやう物立申れハ米壹斗折足百文つかわざれれ

一、參百文武度の御事之時御太刀代ニ(樂頭カ)かくとうにつかわざれれ

此外

以上

一、八ヶ所川成 九石九斗三升五合 但は(まか)た升 三斗四升入

一、堀ヶ所川成 堀石四斗但(まか)はた升 三斗九升入

一、堀ヶ所川成 六斗(まか)はた升 四斗武升入

以上
以上 指定石九斗三升五合 不納

天文廿(かの)年九月十四日 本所惣百姓中

山かた殿 指出分 案文

この案文が何の必要があつて作られたものか明らかでないが、この天文廿年にも当庄は本所方、半濟方に二分され、本所方は米九十二石九斗八升四合、錢 六貫七百二十一文を収納し、半濟方は反錢をも含めて米七十二石八斗一升四合、錢四十八貫八百五十二文を収納している。集計とその内わけが正しく照合しないので疑問が残りはするが、段錢の比重の大きさ、守護方への負担の大きさに注目される。

本所方に記されている殿山二ヶ所、殿さま竹屋ぶが誰の山、竹藪であるかわからないが、恐らく山県殿の所有とみて誤りはないであろう。この他、永夫錢、十八貫文、国こしの夫入木月柴以下の諸雑公事も、いずれも半濟方への公事であり、正月、諸宮の神事に礼錢をうけ、扇を下さるのも、

山県氏であつたと思われる。「若狭守護代記抜草」は天文末年から「國中武田の家人等面々の在所の山城を築あらそふ事あり」として山城の一覧をあげている。それによると、山県下野守は三方郡慶中山、山県民部は太良庄山城加屋嶺に山城を築いたと記されている。山県下野守秀政は、武田被官人中の大身分七家に属するが、恐らく、太良庄の民部丞はその一族であろう。

武田義統（武田伊豆守信豈の子信統、足利義輝より義の一字を賜わり、弘治二年信豈の卒後家を継ぐ）は桑村九郎右衛門が逸見駿河守叛逆の時山県下野守の手に属して果した忠節に対し、諸役数代の免状を渡している。このように武田氏にとつて山県下野守は股肱の臣であつた。下野守秀政については、永禄七年に堀段分米二石の田地を妙楽寺に寄進し、天正八年には常満保内福同名主職の補任状を発しているが、この時期には直接当庄に関係した史料は見当らない。当庄に関係したのは民部丞である。

高島居文書にその祖とみられる孫権守清久に関する史料がいくつかみられる。大永七年に清久は太良泉大夫に助國名四分一新を譲つているが、この四分一新は、大永四年に

山県民部丞勝政が売渡した「半濟方助国名四分一之内田地一段」であろう。このように民部丞は太良庄内に名を所有しているが、この売券は「除諸役」にて売渡しており、又「為此売券補任永代知行不可有相違者也」と記している。領主山県が補任権を有したのである。

鳴滝に居住した孫權守は丹生新三郎から「本所方なるたき村」山島を買取り、桑原五郎左衛門尉元正の補任状を請けているが、この桑原元正が山県といかなる関係にあるかは不明である。恐らく本所方代官であろうか。

太良庄の山県氏については妙楽寺文書に太良庄山県左京女千世齋の「富田郷柄在家名抜地」三段大の寄進状がある。この地は千世齋の母秀長が買得した田地であるが、左京の当庄内における地位は不明である。山県民部丞の一族であるうか。

永正十六年政勝(民部丞勝政と同人か)は庄内に意足寺を建立するについて、佐泉保内味堂山を意足寺に付し、その代りに僧一人を養い、「午寅木」(文意不明)はこの山で切るよう孫權守に命じている。⁽²¹⁾

このように、山城を有した山県民部丞勝政が当地の領主

としてこの地に君臨した事は疑いえない。そして上記指出を出したのが庄官でも代官でもなく、惣百姓であつた事、しかも公文給をうける八人の百姓がその指導的な地位につた事は、本所東寺の支配秩序がもはや、完全な寄生的年貢収納者になりおわつた事を示している。半濟といいながら、それは領主山県が太良惣庄を支配している中から、一部の米錢が、東寺に文字どおり「半濟」されるにとどまり、東寺の領主権は全くその実を失つたといつてよい。

文書ハ3七八

文書ハ3七八〇

ア36~52一七〇

ア24三

レ4~5三二

ニ8三五一

ム1~15九等

ハ4一四九

ハ2四五、

ハ4一六一

ハ3八五

ク3八九

ハ4一六六

ア36~52一七〇

ハ2八〇、

ハ3七八〇

ハ4一六六

ア36~52一七〇

ハ2四五、

ハ4一六一

ハ3八五

ク3八九

ハ4一六六

ア36~52一七〇

ハ2四五、

ハ4一六一

ハ3八五</p

むすび

以上羅列的に半濟下の庄民の生活を守護の侵攻、守護被官人の動向から述べてきたが約すれば次のようになる。

南北朝時代に在地領主、国人層が守護被官人となり、或いは一色氏の入部によつて蹴ちらされた後には、庄内にはさしたる在地領主は存在せず、数名を兼帶する庄官的名主も、惣庄・惣村的共同体の反領主的動きに制約されて、その庄官としての支配力を領主権にまで高める事は出来なかつた。かえつてこの地に在地領主として山城を築くのは、守護被官人山県氏であり、半濟代官として享徳以降、寺家代官と結合し、その領主権を確立して行つた。山県氏は、一方で守護被官人として本所領にもその夫役徵集、檢断權行使、礼錢收納を通じて支配権を拡大しながら、その一方では、守護方に対し、課役の減免を交渉し、本所分をも含

めた自己の支配地を維持しようとした。戦国時代になると山県氏は明確に在地領主としてこの地を支配し、本所方をも含めた村共同体の殿様となる。他方、この地の村共同体は、近江のように検断を誇りうるような自立的性格を一時的にせよもつた所はちがつて、その余裕もなく、山県の支配に服していくと思われる。庄園領主の支配は本所方という形で遅くまで維持されながらも、寄生的な年貢取得者たるにとどまり、直接在地に領主的支配権を維持できなかつた。

このような動向が、この庄の特殊な姿であるか、中間地帶一般の傾向であるかは、他の例証を比較しなければ明らかではない。なおここに使用した史料は柴田実教授のもとで黒田俊雄氏と共に書写したものである。記して謝意を表したい。

The Life of Manorial Peasants under *Hanzei* (半濟)

— the case of *Tara-no-shô, Onyû-gun,*
Wakasa-no-kuni (若狭国遠敷郡太良庄) —

by

Yoshiharu Igeta

The formation of feudal lord's system supported by the country-warriors rising as a result of dissolution of *Myô* (名) and the trend to independence of the lower peasantry led generally to the decline of manorial system; and the *Shugo-ryôkoku* (守護領國) system in the *Muromachi* (室町) period as its transitional stage stands among the various evaluation.

This article, to offer a material for full understanding of the *Shugo-ryôkoku* (守護領國) system, investigates how *Hansei* (半濟), *Tansen* (反錢), and *Shugofu* (守護夫) as the first step of *Shugo*'s (守護) aggression to manors were imposed, and then gives light on the fact that the resident lord system was not created by the resident but by the settlement of persons appointed to *Shugo* (守護), according to the case of *Tara-no-shô* (太良庄), *Tôji*'s (東寺) territory, *Wakasa* (若狭). Especially, it treats the triple relation among the manorial lord, persons appointed to *Shugo* (守護) and peasants, remembering the part played by the village-community which grew into the resident as a form of *Sôshô* (惣庄) since the *Nanboku* (南北) dynasties and became the fundamental unit of the feudal system in the *Edo* (江戸) era.

Intellectuals in the *Yüan* (元) Dynasty

and the *K'o chü* (科舉)

by

Takeo Abe

Both the intelligentsia, ruled by the Mongolians in the thirteenth century, and culture in the northern China were led to decline; but thanks to *Yeh-lu Chu-tsai*'s (耶律楚材) effort, the Chinese intellectuals began to enter into politics and even within the Mongolian administration there rose a certain trend to reestablish the Chinese culture. This